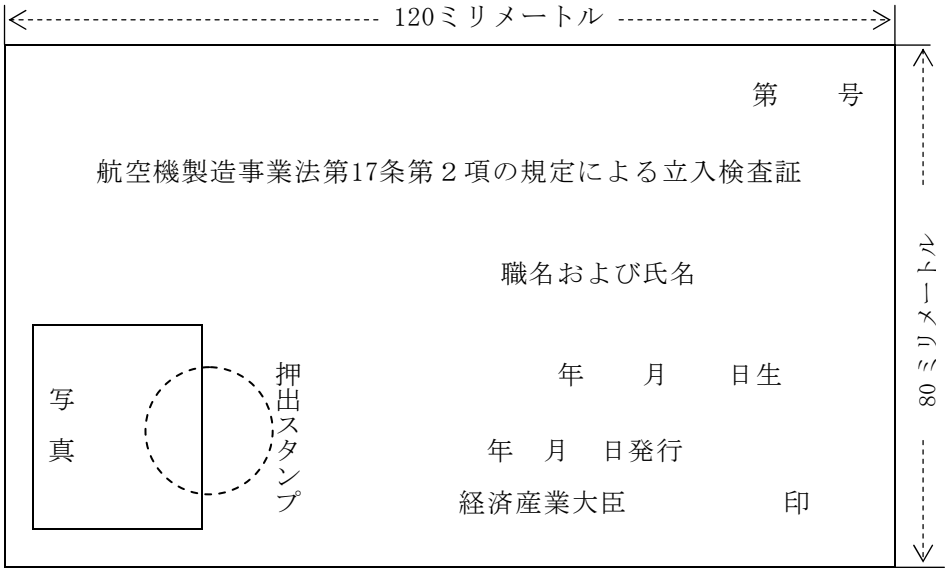
様式第１８〔第４６条関係〕（昭44通産令73・旧様式第二十二繰上・一部改正、昭48通産令71・旧様式第19繰上、昭51通産令51・平12通産令223・一部改正）

表



裏

航空機製造事業法抜すい

第17条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可事業者若しくは届出事業者から、航空機若しくは航空機用機器の製造若しくは修理に関する報告を徴し、又はその職員にその者の事務所、工場、倉庫若しくは航空機若しくは航空機用機器の所在する場所に立ち入り、航空機、航空機用機器、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第24条　左の各号の１に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

４　第17条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者